

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 島根県出雲市神西沖町2487番地5
 氏名 山陰興業株式会社
 代表取締役 安原 幸治

再複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和6年3月31日
 許可の有効年月日 令和11年3月30日

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	—
(2)	廃油	○
(3)	廃酸	—
(4)	廃アルカリ	—
(5)	廃プラスチック類	—
(6)	紙くず	—
(7)	木くず	—
(8)	ゴムくず	—
(9)	金属くず	—
(10)	ガラスくず等	—
(11)	がれき類	—

以上11品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

(備考)

- ・「○」は積替え保管ができるもの、「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬字嶋崎902番1、902番2

産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
廃油	6.15m ²	30m ³	—

（以上1品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和6年3月1日 更新許可

5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無